

第 5 2 3 回 役 員 会 議 事 要 録

- 1 . 日 時 令和 2 年 2 月 1 7 日 (月) 自 1 3 時 3 0 分 至 1 4 時 2 0 分
- 2 . 場 所 学 長 室
- 3 . 出 席 者 中 井 学 長、中 田 理 事 ・ 副 学 長、三 浦 理 事 ・ 副 学 長、伊 藤 理 事 ・ 副 学 長、
内 田 理 事 ・ 事 務 局 長
【 オ ブ ザ ー バ ー 出 席 】 塩 谷 副 学 長、塘 副 学 長、上 井 監 事、橋 本 監 事
- 4 . 欠 席 者 な し
- 5 . 審 議 事 項
 - (1) 役 員 給 与 規 則 の 一 部 改 正 に つ い て 資 料 1
 - (2) 就 業 規 則 の 制 定 等 に つ い て 資 料 2
 - (3) 労 使 協 定 の 締 結 に つ い て 資 料 3
 - (4) 学 系 再 編 に つ い て 資 料 4
 - (5) 農 学 支 援 基 金 の 支 出 に つ い て 資 料 5
 - (6) そ の 他
- 6 . 報 告 事 項 な し

【 確 認 事 項 】

第 5 2 2 回 役 員 会 議 事 要 録 を 原 案 の と お り 確 認 し た。

【 審 議 事 項 】

- (1) 役 員 給 与 規 則 の 一 部 改 正 に つ い て

中 田 理 事 ・ 副 学 長 よ り 標 記 に つ い て 提 案 が あ り、資 料 1 に 基 づ き、国 家 公 務 員 給 与 法 等 改 正 準 拠 及 び 非 常 勤 理 事 の 手 当 新 設 に 伴 う 役 員 給 与 規 則 の 一 部 改 正 案 に つ い て 説 明 が あ っ た。

審 議 の 結 果、原 案 の 通 り 承 認 さ れ、今 後 の 手 続 き と し て、就 業 条 件 検 討 委 員 会 に 諮 問、教 育 研 究 評 議 会 に 報 告 し、経 営 協 議 会 の 議 を 経 る こ と が 確 認 さ れ た。

(2) 就業規則の制定等について

中田理事・副学長より標記について提案があり、第520回役員会(1月14日開催)で承認された就業規則の一部改正(令和2年3月1日付改正分)について、過半数代表者からの意見書を報告の上、最終審議するとの発言があり、資料2-1に基づき、各事業場過半数代表からの意見について説明があった。

引き続き、資料2-2に基づき、令和2年4月1日付制定予定の「福島大学における教員の任期に関する規程」「福島大学特定年俸制教員給与規程」について説明があった。また、成年被後見人等の権利制限措置適正化、特定年俸制教員給与規程制定、国家公務員給与法改正準拠、その他本学の実情等に即した形での改正に伴う就業規則の一部改正案(令和2年4月1日付改正分)について説明があった

審議の結果、原案の通り承認され、今後の手続きとして、令和2年3月1日付改正分については教育研究評議会に報告すること、令和2年4月1日付制定及び改正予定分については、就業条件検討委員会に諮問、各事業場過半数代表者に提示し、教育研究評議会に報告することが確認された。

(3) 労使協定の締結について

中田理事・副学長より標記について提案があり、資料3に基づき、令和2年4月より適用となる「専門業務型裁量労働制に関する協定書」「1年単位の変形労働制に関する協定書」「時間外労働・休日労働に関する協定書」の更新内容について説明があった。

審議の結果、原案の通り承認され、今後の手続きとして、就業条件検討委員会に諮問、各事業場過半数代表者に提示し、教育研究評議会に報告することが確認された。

(4) 学系再編について

伊藤理事・副学長より標記について提案があり、資料4に基づき、令和2年度より、現在の13学系を8学系にすること及びその背景等について説明があった。

審議の結果、原案の通り承認された。

(5) 農学支援基金の支出について

内田理事・事務局長より標記について提案があり、資料5に基づき、農学支援基金による事業の実施は役員会での審議が必要であること、食学類長より支出依頼のあった うつくしまふくしま未来支援センター棟実験設備費、食農学類研究棟みらいホール什器類、食農学類研究棟内什器類、入試関係広報経費、うつくしまふくしま未来支援センター棟内書架設置費、竣工式記念品の概要について説明があり、これらの費用を同基金から支出することについて審議願うとの発言があった。

審議の結果、原案のとおり承認され、今後の手続きとして、運営会議に報告することが確認された。

(6) その他
なし。